

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 本邦外の事業場について行う認定を受けようとする者が納付する手数料の額について、国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限り、旅費の額に相当する額を加算するものとする事。

(第八条関係)

第二 航空保安施設の完成検査等を受けようとする者が納付する手数料の額のうち、航空機を使用して検査を行う場合であつて国土交通省の航空機を使用するときの手数料の額を引き下げるものとする事。

(別表第五関係)

第三 この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする事。

(附則関係)